

任意継続被保険者

資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書

常務理事	事務長	係

下記の通り、任意継続被保険者の資格喪失を申し出ます。また、還付金が生じる場合は下記口座への還付を請求いたします。

被 保 険 者 情 報	記号・番号	150 -	提出日(投函日)	令和 年 月 日
	氏名		生年月日	昭和 平成 年 月 日
	住所 日中の連絡先	〒 - TEL :		

該当する喪失事由に✓をつけ、必要事項(各項目内のグレーの網かけ部分)を記入、必要書類を添付の上、ご提出ください。

資 格 喪 失 事 由	<input type="checkbox"/>	①再就職により他の健康保険等に加入した			
		資格喪失日	再就職先の資格取得日	令和 年 月 日	
		添付書類	1.上記日付が分かる書類の写し ※本人分のみ [資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータル画面]など 2.交付を受けている方は以下を返納してください。 【資格確認書・限度額適用認定証】※本人・家族分すべて		
	<input type="checkbox"/>	②申出による喪失(国民健康保険に加入する、家族の被扶養者になる等)			
		資格喪失日	この届出を健康保険組合が受理した日の属する月の翌月1日		
		喪失通知書 交付有無	資格喪失通知書の交付を	希望します	希望しません
		注意事項	交付を受けている方は以下を資格喪失日以降に返納してください。 【資格確認書・限度額適用認定証】※本人・家族分すべて		
	<input type="checkbox"/>	③死亡			
		資格喪失日	死亡日の翌日	令和 年 月 日	
		申出者名	被保険者との続柄:		
	添付書類	裏面をご確認ください。			

還 付 金 振 込 先	<input type="checkbox"/>	被保険者名義の口座を指定			
		金融機関名		支店名	
		口座番号 (7桁)	普通	口座名義 (カナ)	
		※被保険者死亡による資格喪失の場合は、法定相続人の口座等をご記入ください。			
	<input type="checkbox"/>	公金受取口座を指定 ※マイナポータル等で事前登録した口座を利用します。			

※ 健 保 組 合 使 用 欄	受理年月日	令和 年 月 日			
	任継資格取得日	令和 年 月 日			
	任継資格喪失日	令和 年 月 日			
	前納 【有・無】	一般保険料	円	証回収日	令和 年 月 日
		子ども・子育て支援金	円	【確認書・その他】	
		還付金 有・無	調整保険料	円	令和 年 月分～
介護保険料			円	令和 年 月分	
	合計	円	令和 年 月 日支払		

受付日付印

【注意事項】

- * 申出後に資格喪失を取り消すことは出来ません。
- * 申出書PDFをメール添付でお送りいただいても受付できません。
申出書原本を特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど追跡可能な方法でお送りください。
- * 申出による喪失（再就職以外）の場合、この申出書の受理された日が属する月の翌月1日が資格喪失日となります。
 - ※ 「受理された日」とは、申出書原本がイマジカ健康保険組合に届いた日となります。
- * イマジカ健康保険組合の資格は、喪失日の前日までになります。
 - 例) 10月15日就職の場合、10月14日までイマジカ健康保険組合の資格あり。
10月15日（＝資格喪失日）以降、資格はありません。
 - ※ 資格喪失日以降にイマジカ健康保険組合の資格で受診された場合、イマジカ健康保険組合で負担している医療費を後日請求させていただきます。
- * 有効期限内の「資格確認書」は法令で定められていますので、必ずご返却ください。
紛失された場合は、「滅失届」による届出が必要です。
- * 保険料の納付は、資格喪失月の前月分までとなります。
ただし、資格取得月に資格喪失となった場合、資格喪失月の保険料はかかります。

【添付書類】

① 再就職により他の社会保険に加入

- * 有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証（本人・家族分すべて）※お持ちの方のみ
- * 新しい健康保険の資格取得日が分かる書類の写し
【資格情報のお知らせ・資格確認書・マイナポータルの健康保険情報画面】など
※保険料還付額の計算や二重加入を防ぐために必要です。

② 国民健康保険に加入、家族の被扶養者になる、など脱退を希望

- * 有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証（本人・家族分すべて）※お持ちの方のみ
※資格喪失日以降に返納してください。

③ 被保険者の死亡

- * 有効期限内の資格確認書、限度額適用認定証（本人・家族分すべて）※お持ちの方のみ
- * 死亡年月日が分かる書類の写し
【死亡診断書など】
- * 亡くなった被保険者の法定相続人であること（続柄）が分かる書類
【戸籍謄本など】※被扶養者であった配偶者以外の方が保険料の還付請求をする場合のみ